

委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 岩手県立盛岡聴覚支援学校給食調理等業務
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 盛岡市乙部4地割78番地2
- 4 委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 5 契約保証金 金 円

岩手県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務(以下「委託業務」という。)をこの契約書及び別記「岩手県立盛岡聴覚支援学校給食調理等業務仕様書」に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

- 第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(委託業務の内容の変更及び中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(従事者名簿の提出)

第6条 乙は委託業務の着手前に委託業務従事者名簿(様式第1号)、業務従事者履歴書(様式2号)を甲に提出しなければならない。変更があった場合も同様とする。

2 甲は、委託業務に従事させることが不適当と認められる者については、その理由を明示して、乙に従事者の交替を求めることができる。

(完了報告及び完了確認)

第7条 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、委託業務完了報告書(様式第3号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、業務完了の確認を行わなければならない。

3 乙は、前項の確認の結果、この契約に適合させるための措置を指示された場合は、遅滞なく措置を行い、再度確認を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の措置及び再確認の場合に準用する。

(委託料の請求及び支払)

第8条 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり1か月毎に支払うものとする。

4月分 円、5月分から3月分まで 円

2 乙は、前条の確認を受けた場合は、毎月、給食調理等業務委託請求書(様式第4)を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、30日以内(以下「約定期間」という。)に委託料を支払わなければならない。

(損害の賠償)

第9条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(違約金)

第10条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に契約を履行しない場合は遅延日数に応じ、委託料につき年 パーセント(注1)の割合で違約金を徴収することがある。

注1 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(遅延利息)

第11条 甲は、その責めに帰すべき事由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年パーセント（注2）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

注2 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第7条第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(契約解除の場合における委託料の返還)

第13条 乙は、第12条の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年パーセント（注3）の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

注3 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約の履行に係る警察官への通報)

第14条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第16条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立盛岡聴覚支援学校
校長

乙 住所
氏名

(様式第2号)

業務従事者履歴書

ふり 氏	がな 名	電 話		(写真添付)
生年月日				
住 所				
最終学歴				
最近3カ年間の 主な職歴	期 間		会 社 名 等	
	年	月から		
	年	月まで		
	年	月から		
	年	月まで		
	年	月から		
年	月まで			
年	月から			
年	月まで			
その他				

※ 調理師免許を有している場合は、免許状の写しを添付すること。

(様式第3号)

年 月 日

岩手県立盛岡聴覚支援学校長 様

住 所

受託者

氏 名

印

委託業務完了報告書

年 月分の給食調理等業務委託を完了したので報告します。

委託業務名	岩手県立盛岡聴覚支援学校給食調理等業務委託		
委託業務の場所	盛岡市乙部4地割78番地2		
契約年月日	年 月 日		
委託期間	契約期間	年 月 日～	年 月 日
	今回の期間	年 月 日～	年 月 日
今回の委託業務期間中における特記事項			

(様式第4号)

年 月 日

岩手県立盛岡聴覚支援学校長 様

住 所

受託者

氏 名

印

給食調理等業務委託請求書

委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

記

1 委託料請求額

円 (年 月分)

2 振込先

名 義

銀行名 _____ 銀行 _____ 支店

口 座 当座・普通

番 号 _____